

テイクアウト支援事業補助金

新型コロナウイルス感染拡大により、売上の減少など大きな影響を受け、来店客減少対策として、新たにテイクアウトを開始または拡充した飲食店への支援を目的に、4月1日以降の容器購入等に係る費用の一部を補助します。

事業の内容

テイクアウト容器代、チラシ作成代等、テイクアウトに必要な消耗品等に要した経費の2分の1、3万円を上限として補助します。

対象となる事業者

- 市内の飲食業者で、これまで店舗内での飲食の提供を行っていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、テイクアウトを新たに開始または拡充した事業者
- 甲府市内に事業所を有する小規模企業者（従業員5人以内）
- 日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類76の飲食店を業とする事業者（中分類77の弁当専門店、デリバリー等を業とする事業者は対象外となります。）

対象となる経費

テイクアウトを開始、拡充するにあたり、令和2年4月1日以降に購入した、テイクアウトに必要な消耗品等に要した経費

- 消耗品（容器代、箸代、ビニール袋代、紙おしぼり代等）
- 委託費・印刷費（チラシ作成代、メニュー作成代等）

申請方法

- 受付期間：令和2年5月1日から令和2年7月31日まで
- 申請書兼請求書、要した経費の領収書の写し、営業許可書の写し等を添付して甲府市商工課へ郵送にて申請をしてください。
※申請書兼請求書など必要な様式は、市ホームページからダウンロードしてください。
- 領収書は令和2年4月1日から令和2年7月31日までの日付が付され、テイクアウトに必要な商品が明確に記載されているものとします。
- 1事業者につき申請は1回限りとなります。

その他

- 事業の詳細は、甲府市ホームページをご覧ください。商工課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 平日8:30～17:15

甲府市産業部商工課

TEL：055-237-5693 住所：甲府市丸の内1-18-1

